

第33回 ATP 賞テレビグランプリ

募集・審査要項

〔1〕【目的】

テレビ放送と通信が融合を深め、動画ネット配信も日常化し、今や映像コンテンツ産業は新しいステージに突入しています。この様な状況を踏まえ、「ATP 賞テレビグランプリ」は広く我が国のテレビ番組製作者、コンテンツ・クリエイターたちの制作意欲の高揚と制作能力の向上および、1万人のスタッフが結集したATPの制作能力と底力を強くアピールし、我が国のコンテンツの振興と発展に寄与することを目的とし、“開かれたATP”として非放送系コンテンツ、未加盟のクリエイターたちの作品も受賞対象に加え、コンテンツ立国の一翼を担うコンクールとする。また、次世代クリエイターの育成、顕彰にもさらなる重きを置く事とする。

〔2〕【名称】

「第33回 ATP 賞テレビグランプリ」（ただし、「第33回 ATP 賞」も可とする）

〔3〕【実施推進体制】（予定）

主催 一般社団法人全日本テレビ番組製作者連盟（ATP）

後援（予定）総務省

経済産業省

日本放送協会

日本民間放送連盟

〔4〕【受賞式・パーティー日程】

2017年7月 開催予定

会場未定

〔5〕【運営規定】

- イ) 一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）が主催、運営実務を行う。
- ロ) 運営委員会と審査委員会を設置する。
- ハ) 審査委員会は、2016年4月1日より2017年3月31日までに、放送およびインターネット配信されたすべての番組、コンテンツ（動画に限る）の中から、全国のテレビ番組製作会社、コンテンツメーカーからの応募作品を審査し、優秀と認められたものを表彰する。
- ニ) 募集に際しては、ドラマ部門、ドキュメンタリー部門、情報・バラエティ部門の3部門、並びに特別賞・非放送系コンテンツ部門、新人賞とに分ける方式で受け付ける。新人賞についても非放送系コンテンツの応募は可。
- ホ) 贈賞はグランプリ、上記3部門の部門賞（最優秀賞、優秀賞、奨励賞）、総務大臣賞、特別賞、新人賞（最優秀新人賞、優秀新人賞、奨励新人賞）、の10賞よりなる。詳細は、次項【贈賞内容】を参照。
- ヘ) 応募締切り時点での未加盟社、個人クリエイターからの応募も、加盟社からの推薦なしに受け付けることとする。

〔6〕【贈賞内容】

(A) グランプリ 1番組 (賞状・トロフィー大)

応募いただいた、ドラマ部門、ドキュメンタリー部門、情報・バラエティ部門の各部門において、最優秀賞を受賞した3番組の中から、全加盟会員社、各社1名の代表による投票で、最高点をとった番組に対して贈られる。また、最高得票数で同票の番組が出た場合、グランプリは複数受賞とする。

<3部門 部門別>

(B) 最優秀賞 3番組 (賞状・トロフィー中)

ドラマ部門、ドキュメンタリー部門、情報・バラエティ部門の各部門において、最も優れた1番組に対して贈られる。3部門で計3作品が受賞となる。

(C) 優秀賞 3部門で9番組以内 (賞状・盾)

ドラマ部門、ドキュメンタリー部門、情報・バラエティ部門の各部門での少数の優れた番組に対して贈られる。3部門で計9番組以内が受賞となる。

(D) 奨励賞 3部門で9番組以内 (賞状)

優秀賞とは別に、企画力、演出手法、チャレンジ精神、個性的な作風等々、ある視点において高く評価された作品に贈られる。

(E) 総務大臣賞 1番組 (賞状)

応募いただいた、ドラマ部門、ドキュメンタリー部門、情報・バラエティ部門、並びに下記(F)の特別賞・非放送系コンテンツ部門の各部門の中から、ジャンル領域を問わず、海外での評価に耐え得る個性的な演出の番組に対して贈られる。受賞作品に関しては、国際コンテンツ・マーケットへの出展等、ATP から海外展開のための支援を行う。

<3部門とは別に>

(F) 特別賞 (個人&制作チーム) (賞状・盾)

イ) 非放送系コンテンツ部門

動画配信コンテンツをはじめ、非放送系コンテンツの中からチャレンジ精神に溢れた、個性的な企画、演出の作品、並びにムーブメントに与えられる。とりわけ、各地域発信のコンテンツ、アジアをはじめ海外で評価されている日本発のコンテンツ、そのクリエイターたち(個人・制作チーム)、更にコンテンツ産業に寄与するムーブメントを顕彰する。

ロ) 我が国のテレビ史に名を刻む優れた番組作品、または個人を顕彰。

ハ) 顕彰数については規定しない。

(G) 最優秀新人賞1名 優秀賞6名、奨励賞6名 (賞状・盾)

新人賞は、若いテレビ制作者、コンテンツ・クリエイターを応援、顕彰する。ATP への加盟、未加盟は問わず全国のテレビ番組制作会社が制作した番組、動画配信コンテンツ、または番組の一部(5分以上)をプロデュースもしくは演出した、放送時の年齢が30歳未満の個人に対して贈られる。

放送時の年齢が30歳を超える場合は、制作作品がディレクター、プロデューサー問わず合わせて3作目までの作品を対象を限定する。

応募については、ドラマ部門、ドキュメンタリー部門、情報・バラエティ部門の3部門での募集とし、原則として、部門別に優秀新人賞2名、奨励新人賞2名、計12名を上限として贈賞する。

最優秀新人賞は優秀新人賞 6 名から全会員社の投票で 1 名が選ばれる。
新人賞の審査は「新人賞審査委員会」があたり、通年審査として行う。
なお、新人賞受賞者は最優秀新人賞を受賞しない限り、新人として上記の条件に当てはまれば、何度でも応募は可能とする。

〔7〕【留意事項】

加盟、未加盟に関わらず制作会社が応募できる番組は、制作実態が応募各社にあることを原則とする。ここに云う制作実態とは、ディレクターもしくはプロデューサーのうち少なくとも 1 名が、放送時において応募する制作会社に所属していたことを指す。なお、応募用紙に記載された制作実態に疑義が生じた場合には、審査委員長の権限により、事務局が実態を調査することが出来る。

- イ) 複数社制作による番組の応募について、連名での応募を可とする。
- ロ) 具体的には、定時枠での情報・バラエティ番組、複数社制作参加のスペシャル番組等々。
- ハ) 複数社で応募の場合、代表幹事社を決め、応募用紙の記入提出を行う。
- ニ) 応募エントリー番組は 2016 年 4 月 1 日より 2017 年 3 月 31 日までに、日本国内で放送、または国内から配信されたものに限る。各制作会社の応募できる本数については特に制限はない。
- ホ) 審査は、通期での審査とする。ただし、募集については下記（〔8〕応募締切り）の 2 回に分けて行われる。
- ヘ) 新人賞も通期での審査とする。応募締め切りについては、第Ⅱ期締切り時期とする。

〔8〕【応募締切り】

□第Ⅰ期（2016 年 4 月から 2016 年 12 月放送・配信分）

・・・2017 年 3 月 10 日（金）厳守

□第Ⅱ期（2017 年 1 月から 2017 年 3 月放送・配信分）

・・・2017 年 3 月 31 日（金）厳守

- イ) 応募に際して、各制作会社は自らの責任において応募番組の DVD ディスク 15 枚(※新人賞については 8 枚)を、メールによる申込用紙とともに審査要項で定める期日までに提出する。
- ロ) DVD は DVD-R に限る。ダビング後、必ずファイナライズ処理を行う。
- ハ) 審査終了後、DVD については、1 枚は、事務局に保管し、残りについては

事務局の責任において粉碎処理をする。ただし全ての DVD の返却を必要とする場合には、事前に事務局に申し出るものとする。

- ニ) 応募各社は、応募について、審査のための試写、PR のための報道関係者への試写など、実施のために必要な措置を許諾する。
- ホ) 応募各社は、受賞番組のテレビ放送を行うことについて、著作権処理及び当該テレビ局の許諾等の必要な措置をする。

(特記)「第 33 回 ATP 賞テレビグランプリ」受賞式の模様は、取材録画の上でダイジェスト放送を予定。

〔 9 〕【応募料】

ドラマ部門、ドキュメンタリー部門、情報・バラエティ部門、特別賞・非放送系コンテンツ部門への応募料は、

◆1 番組 5 万円

複数社による応募の場合は、原則的には応募料 5 万円を各社で分担する（分担の割合は当該応募社の協議による）。応募社の協議の上、事情により代表幹事社が一括して支払いをする方式も認める。（※複雑なケースは ATP 事務局にご相談下さい）

◆新人賞 1 作品（1 名） 3 万円

〔 10 〕【審査】

- イ) ATP 賞の審査委員長（特別賞・非放送系コンテンツ部門審査委員、総務大臣賞審査委員長、新人賞審査委員長は別途選出）については、理事会で協議の上、理事が担当する。理事以外の場合は、理事会の指名によって選ばれる。その他の審査委員については事業センターが指名し、委嘱する。
- ロ) 委員の構成は、委員長を含め 10 名程度とする。ドラマ部門、ドキュメンタリー部門、情報・バラエティ部門の 3 部門に偏りのない構成とする。委員数が 10 名に満たない場合は、理事会の承認を得て、減員することができる。
- ハ) 「特別賞・非放送系コンテンツ部門」は、動画配信等、非放送系のコンテンツにあかるい専門家を事前に選定し、3 名程度の委員で選考にあたる。
- ニ) 「総務大臣賞審査委員会」については、『国際コンテンツ・マーケットへの出展等を行うことで、広く海外への展開を図る一助とする』という観点から、

海外の価値観を審査に反映できる、コンテンツ事業プロデューサー、クリエイター、学識経験者、ジャーナリスト等を審査員とし別途組織する。

- ホ) 「総務大臣賞審査委員会」の委員の構成は、委員長を含め5名程度とする。
- ヘ) 「総務大臣賞審査委員会」の委員長は外部第三者から理事会が指名する。
- ト) 「総務大臣賞審査委員会」には、ATP賞審査委員会から委員長のみがオブザーバー資格または委員として参加する。
- チ) 新人賞審査委員長、および審査委員については、運営責任を担う事業センターが指名する。各ジャンルに対し、偏りのない審査、評価が可能な若手制作者を構成員とし、委員長を含め5名程度とする。

〔11〕【各審査委員会の細則】

- イ) 審査委員会は、全員参加を原則とし、やむを得ない理由で審査委員会に出席出来ない場合は、選考作品及び選考理由を書面にてATP事務局まで送付する。あらゆる採決は、出席者の過半数を必要とする。
- ロ) 審査委員は所属する会社を代表するものではなく、個人の資格で審査を行う。
- ハ) 審査委員は自らがプロデュースもしくは演出した作品に関しては投票することが出来ない。
- ニ) 審査委員は、所属する製作会社がプロデュース及び演出した応募作品については討議、投票の権利を持つが、厳正中立な立場を創り手の矜持をもって厳守することとする。
- ホ) グランプリの決定は、2017年6月上旬において在籍する加盟社（正会員）の代表による投票の結果、決定する。但し、第三者による代理投票は認めない。グランプリの投票の厳正を保つため、各投票者は3部門から選出された最優秀賞受賞3作品を必ず視聴しなければならない。
- ヘ) ここにいう会社の代表とは必ずしも代表役員をさすのではなく、当該社の役員及び社員による投票者をさす。
- ト) 開票の結果、同票の場合、グランプリは複数となる。

〔12〕【受賞作の公表】

- イ) 審査過程は、可能な限り、ATPホームページ上で公開され、審査の透明化、内外への広報効果を発揮する。

- ロ) 優秀賞、最優秀賞、総務大臣賞、新人賞、特別賞は、受賞式前、あらかじめ期日を設定し、ATP ホームページにて発表される。尚、グランプリ作品、最優秀新人賞に関しては受賞式当日、式典会場にて発表される。

〔13〕【審査・受賞式スケジュール】

- イ) ATP 賞審査委員会の日程は、ATP 事務局が調整する中、ATP 賞審査委員長が各委員と協議の上、決定する。
- ロ) 特別賞・非放送系コンテンツ部門の審査委員会も同様に、ATP 事務局が調整する中、各委員が協議の上、決定する。
- ハ) 総務大臣賞審査委員会も同様に、総務大臣賞審査委員長の判断によって、適切な審査委員会開催日を1日、決定する。
- ニ) 新人賞審査委員会も同様に、ATP 事務局が調整する中、新人賞審査委員長、新人賞審査委員、並びにATP 賞審査委員長が協議の上、決定する。
- ホ) 受賞式 2017年7月 開催予定

以上